

- 十六日前田利常幕府の老臣に、本多政重が先侯利長の遺命を奉ずべく諭さんことを求む。(三三八)
- 廿四日前田利常の女保智姫歿す。(三三九)
- 芳春院夫人江戸を發して金澤に歸り、利常の母壽福院代りて徳川氏に質となる。(三三九)
- 十三日徳川家康駿府に於いて、前田利常の臣前田長種等を召して謁を賜ふ。(三三九)
- 十三日土方雄久領能登鳳至郡院内村の室役を徵す。(三四〇)
- 八月 ○十日豊臣秀頼書を前田利常に與へて、密謀に参加すべきを求む。(三四〇)
- 廿五日前田利常越中射水郡國泰寺の寺地を安堵せしむ。(三四一)
- 廿九日加賀石川郡白山権現の社僧澄清、七社惣長吏たるべき論旨を受く。(三四一)
- 芳春院・玉泉院二夫人越中新川郡立山中宮寺に參詣す。(三四二)
- 九月 ○朔日前田利常、越中の鮭川役に關する令を定む。(三四二)
- 十六日前田利常駿府にて徳川家康に謁し、利長の遺領相續の命を受く。(三四三)
- 廿三日徳川秀忠前田利常に加越能三州を領すべき朱印狀を與ふ。(三四三)
- 十月 ○廿三日前田利常左近衛權少將に任ぜらる。(三四四)
- 十日前田利常江戸より歸途大坂出師の令に接す。(三四四)
- 十一日前田利常金澤に歸城す。(三四五)
- 十三日前田利常軍令を定めて之に頒つ。(三四五)
- 十四日前田利常兵を率ゐて金澤を發す。(三四六)
- 十六日前田利常越前麻生津に着し、横山長知に再び謀せしむ。(三四六)
- 十八日前田利常の飛脚徳川家康の許に着し、京都附近に於ける陣地の指定を求む。(三四七)
- 十九日前田利常近江大津に着す。(三四七)
- 十一月 ○二日前田利常兵を河内砂村に進む。(三四八)
- 六日前田利常領國の村肝煎に、戦時中傳馬・人足の供給を怠るべからざるを告ぐ。(三四八)
- 十七日前田利常住吉に赴きて徳川家康に謁し、大坂攻撃の方法を聞く。(三四九)
- 廿一日前田利常戦時に際する納税・夫役・奉公人等の事に關して令を發す。(三四九)
- 廿二日大坂に於いて前田利常の臣富田次郎左衛門その陣營より火を失して出奔す。(三四九)
- 廿四日前田利常夫人利常等の軍陣に在るを以て越中福波郡埴生八幡社に祈禱せしむ。(三五〇)
- 三日大坂在陣の前田知好、能登鹿島郡府中町民の

- 贈れる銀子を辭す。(三五〇)
- 四日黎明加賀の兵大坂城を攻撃し、徳川家康の譴を受く。(三五〇)
- 七日能登珠洲郡妙嚴寺以下、戦時に際して一揆を催す等のことなきを誓ふ。(三五〇)
- 十九日前田利常徳川家康に謁す。(三五〇)
- 二十日戦役中に於ける領内農民の心得を令す。(三五〇)
- 大坂冬陣雜俎。(三五〇)
- 廿四日前田利常、徳川家康に謁す。(三五〇)
- 前田利家の女千世姫大坂より加賀に歸る。(三五三)
- 家中不破彦五郎の妾等を火刑に處す。(三五三)
- 前田利長、越中射水郡氷見の上日寺に山林を寄進す。(三五三)
- 元和元年 乙卯 皇紀二二七五
- 二月 ○二日前田利常江州今津に着したることを横山長知に報ず。(三五六)
- 二十日前田利常越中新川郡立山の中宮寺に土地を寄進す。(三五六)
- 二十日一年切の奉公人及び逃散の百姓に對する法令を發す。(三五七)
- 三月 ○五日郡奉行に命じ、百姓に對する非分・過役を行ふものなきやを調査せしむ。(三五八)
- 五日加越能の宿送人足・傳馬は、朱印狀を有するもの、外使役するを禁す。(三五九)
- 十六日前田利常越中射水郡氷見小堺村の伊勢大神宮領を安堵せしむ。(三五九)
- 廿六日加越能三州に領地を有するもの、軍役を定む。(三五九)
- 四月 ○三日金澤町の諸税課役等を規定す。(三六〇)
- 十八日前田利常、金澤を發して大坂夏陣に臨む。(三六〇)
- 廿六日前田利常軍法をその家中に頒つ。(三六一)
- 廿六日能登より商人の他國に出づるを禁じ、及び竹木に關する規程を定む。(三六〇)
- 五月 ○三日前田利政、三輪藤兵衛に夫役の事を令す。(三六〇)
- 六日奥村永福金澤寶幢寺に前田利常の戦勝を祈念せしむ。(三六〇)
- 七日前田利常の兵大坂城岡山口に戦ふ。(三六〇)
- 八日伊達政宗の陣より銃丸を放ち、前田利常の軍騷擾す。(三六〇)
- 九日河原軍人その戦功を上申す。(三六一)
- 九日堀勘兵衛その戦功を上申す。(三六一)
- 九日吉田一角その戦功を上申す。(三六一)
- 九日井上勘左衛門その戦功を上申す。(三六一)

○九日橋爪牛兵衛その戦功を上申す。(三三四)  
 ○九日加須屋式部少その戦功を上申す。(三三五)  
 ○十一日茨木助右衛門その戦功を上申す。(三三五)  
 ○十三日徳川家康、前田利常の軍功を賞して感状を授く。(三三六)  
 ○十五日瀬川藏人その戦功を上申す。(三三六)  
 ○十六日前田利常、能登一宮長福院の軍陣見舞を謝す。(三三八)  
 ○廿四日前田利政書を生島主計に與へて利常の勝利を祝す。(三三八)  
 ○大坂夏陣雜俎 (三三九)  
 六月 ○十八日加賀石川郡野田の桃雲寺焼失す。(三三三)  
 ○二十日篠原一孝金澤の寶幢寺に對し贈遺を謝す。(三三四)  
 ○廿一日横山長知亦寶幢寺に對し贈遺を謝し、前田利常の歸期を報す。(三三四)  
 閏六月 ○六日奥村榮綱等大坂にて明王院・寶幢寺に、領内の大阪落人を探索すべき命を傳ふ。(三三五)  
 ○六日徳川秀忠京都二條城にて眞言の論議を試みしめ、前田利常等之を陪聽す。(三三六)  
 ○十九日前田利常參議に任じ、本多政重・横山長知は従五位下に叙せらる。(三三七)  
 ○廿七日徳川秀忠二條城に於いて舞樂を見、前田利

常等陪觀す。(三三八)  
 七月 ○十三日幕府能登風至郡總持寺に對して曹洞宗法度を定む。(三三九)  
 ○十八日徳川秀忠、前田利常に暇を賜ふ。(三三〇)  
 八月 ○十二日茨木助右衛門等大阪役に於ける己れの功勞を具申す。(三三〇)  
 ○十三日奥村榮明金澤寶幢寺の贈遺を謝し、前田利常の近狀を報す。(三三一)  
 ○十四日杉村十左衛門大阪に於ける戦功を具申す。(三三一)  
 ○十四日岸主計・伴無理兵衛、大阪に於ける戦功を具申す。(三三三)  
 ○十八日加賀江沼郡山中温泉に代官を置くを止め、百姓より湯錢の運上を納めしむ。(三三四)  
 ○二十日前田利常能登風至郡總持寺の法度を定む。(三三五)  
 九月 ○廿八日本多政重、父正信に牒し、前田利政の子直之を將軍の小姓たらしめんことを乞ふ。(三五)  
 十月 ○二日前田利常越中新川郡立山寺に土地を寄進す。(三五八)  
 ○八日宇喜多秀家の女歿す。(三五九)  
 十一月 ○七日代官・藏奉行及び下代の貢納米・登せ米に関する取扱規程を定む。(三五九)

十二月 ○二十日前田利常の子光高生る。(三六一)  
 ○廿二日田島・男女の賣買を禁じ、百姓の出稼等に関する規程を定む。(三六二)  
 ○九日能登のお菜役を免除す。(三六三)  
 ○廿四日前田利常、加賀江沼郡山中温泉の湯稅領收書を與ふ。(三六四)  
 ○加賀藩家中の主なるもの、交名。(三六四)  
 ○奥村榮頼仕を辭して加賀藩を去る。(三六六)  
 是歲 ○加賀藩家中の主なるもの、交名。(三六四)  
 ○奥村榮頼仕を辭して加賀藩を去る。(三六六)  
 元和二年 丙辰 皇紀二二七六  
 正月 ○十一日前田利常、本多政重の勤務に関する覺書を交付す。(三六九)  
 ○廿一日前田利常書を本多政重に與へて、前田直之を江戸に下さんことを幕府に乞はしむ。(三七〇)  
 ○廿七日前田利常夫人懐胎せるを以て熱田神宮に祈禱を求む。(三七三)  
 四月 ○十八日前田利家の女幸姫歿す。(三七三)  
 ○徳川家康、前田利常を召して遺言す。(三七四)  
 六月 ○二十日田島に関する制を定め、歩數一段を三百歩とす。(三七六)  
 七月 ○二日能登林木伐採に関する法令を定む。(三七六)  
 ○廿六日金澤附近の檢地に關する通牒を發す。(三七九)  
 八月 ○十五日能登一向宗道場の屋敷に檢地を免除せられんことを乞ふ。(三七九)

○二十日百姓の納租以前に米を賣買するを禁じ、又領内の量制を定む。(三六〇)  
 ○廿八日切支丹宗停止に關する高札を定む。(三六八)  
 ○金澤卯辰山觀音院の寺地を轉じ、堂宇建立の工事に着手す。(三六八)  
 九月 ○十一日家中の準備すべき軍器の制を改む。(三六九)  
 ○十七日納租に關する細則を代官に令し、租一石に付口米八升に定む。(三六九)  
 ○廿七日加賀能美郡尾添村の温泉に高札を與ふ。(三六九)  
 十月 ○二日加賀能美郡小松多太神社に社地及び社領の目録を附與す。(三六九)  
 十一月 ○三日岡田治太夫大阪夏陣に於ける戦功を上申す。(三七〇)  
 ○五日領内各驛に於ける傳馬役を定む。(三七〇)  
 十二月 ○十六日惡錢選擇に關する制、及び金貨と錢貨との交換比例を定む。(三七二)  
 ○十六日加賀國四郡各肝煎の扶持として、農民一挺に付米二升を出さしむ。(三七二)  
 ○廿一日前田利常、加賀江沼郡山中温泉の湯稅を領收す。(三七六)  
 ○廿六日前田利家の子利孝上野七日市に封ぜらる。(三七七)

是歲 ○金澤の市區を改め近郊の道路を修む。(三九八)

元和三年 丁巳 皇紀二二七七

- 正月 ○十一日百姓の夫役及び小役を除き、物成百石に付矢銀百四十目を徴す。(四〇〇)
- 三月 ○五日前田利常、伊勢神宮領として能登羽咋郡八幡村の地を増加す。(四〇三)
- 十五日能登羽咋郡寶達金山の親方を廢し百姓の自から採掘するを許す。(四〇四)
- 廿六日山崎久兵衛大阪夏陣に於ける戦功を具申す。(四〇五)
- 廿七日前田利常越中諸浦に来る他國船の入港税を徴し、農民の他國脱出を檢せしむ。(四〇六)
- 重れて大阪役従軍者を精査し陪隸の徒に及ぶ。(四〇七)
- 四月 ○廿三日越中埴生八幡社の神職に前田利常夫人の安産を祈らしむ。(四〇八)
- 廿九日前田利常の子利次生る。(四〇九)
- 五月 ○十三日徳川秀忠、前田利常の邸に臨む。(四一〇)
- 七月 ○十六日芳春院夫人歿す。(四一一)
- 二十日能登羽咋郡瀧谷妙成寺の日風寂す。(四一二)
- 十月 ○二十日前田利常、越中今石動永傳寺に寺領を寄進す。(四一八)

十一月 ○朔日前田利常越中礪波郡埴生八幡社に社領を寄進す。(四二〇)

- 朔日越中礪波郡岸谷千光寺に制札を立つ。(四二〇)
- 三日前田利次金澤卯辰山觀音院山王社に詣り能を奏せしむ。(四二二)
- 十五日越中高岡城内の天満宮を金澤泉野に移す。(四二三)

是歲 ○前田利常金の御羽織裳を定む。(四二四)

元和四年 戊午 皇紀二二七八

- 二月 ○十二日高島屋傳右衛門所有船の入港税を免除す。(四二六)
- 廿七日前田利常、越中の大山左兵衛に命じ嶺山を求めしむ。(四二八)
- 三月 ○十九日越中新川郡龜谷銀山の納税等に関する規程を定む。(四二九)
- 六月 ○十八日修驗者等神前に於いて湯立を行はざるべきを誓文す。(四三〇)
- 七月 ○十日大阪兩陣戦死者の爲金澤寶圓寺に寄進したる祠堂金を利殖せしむ。(四三一)
- 九月 ○廿九日前田利常越中龜谷銀山に對する納税等に関する規程を定む。(四三三)
- 廿九日前田利常越中射水郡水見一宮社の修理に神

木の下附を許す。(四三四)

元和五年 己未 皇紀二二七九

- 十月 ○廿八日前田利常能登鳳至郡輪島蓮江寺に寺領を寄進す。(四三三)
- 廿八日前田利常能登鳳至郡總持寺に對する規程を定む。(四三三)
- 十二月 ○廿一日前田利常、越中礪波郡安居寺に寺領を寄進す。(四三六)
- 廿一日前田利常越中射水郡古國府勝興寺の寺領を増加寄進す。(四三六)
- 廿一日前田利常の子利治生る。(四三九)
- 是歲 ○越中高岡の町肝煎に邸地及び廩米を與ふ。(四三九)

元和六年 庚申 皇紀二二八〇

- 正月 ○二十日前田利常の子利貞、食祿を返して致仕せんとするの意を述ぶ。(四四五)
- 五月 ○二十日奥村榮明卒す。(四四五)
- 六月 ○十九日前田利常能登鹿島郡府中町四十物船の税を定む。(四四五)
- 七月 ○六日前田利家の女福姫歿す。(四四五)
- 八月 ○二日前田利貞歿す。(四四五)
- 十一月 ○十一日山崎長徳歿す。(四四五)
- 廿四日金澤城火を失す。(四四五)
- 閏三月 ○十五日前田利常、加賀河北郡俱利伽羅明王院に火災見舞を謝す。(四四五)
- 是歲 ○加賀藩大阪城修理の助役を命ぜらる。(四六三)
- 徳川秀忠更めて近江今津弘川二邑を前田利常に與ふ。(四六四)
- 金澤に堀川を開鑿して加賀石川郡宮腰に通ぜしむ。(四六四)
- 馬鹿踊金澤に流行す。此の前後操・歌舞伎等亦大に行はる。(四六五)

元和七年 辛酉 皇紀二二八一

- 正月 ○二日前田利常の女宮姫生る。(四七七)
- 二月 ○二日金澤城營繕に要する木材を大阪より徴せんが爲近江領今津甚右衛門に命を發す。(四七八)
- 三月 ○十七日能登羽咋郡瀧谷の妙成寺に寺領を寄進す。(四七九)
- 十七日能登羽咋郡德田の安養寺に寺領を寄進す。(四八〇)
- 五月 ○廿四日災後の殿閣を興造せんが爲波着寺等に本丸の地鎮祭を行はしむ。(四八一)
- 廿五日前田光高初めて東下す。(四八二)
- 十月 ○八日前田利常能登鹿島郡府中村靈泉寺に寺領を寄進す。(四八三)
- 十二月 ○十四日先に波着寺等本丸の地鎮祭を執行せしを以て施物を贈らる。(四八四)
- 廿一日前田利常加賀河北郡俱利伽羅不動堂に土地を寄進す。(四八五)
- 是歲 ○伊勢踊大に流行す。(四八六)

元和八年 壬戌 皇紀二二八二

- 二月 ○朔日能登珠洲郡狼煙村門田に新村を立てしむ。(四八七)
- 三月 ○三日前田利常の女夏姫生る。(四八八)

- 七月 ○三日前田利常夫人歿す。(四八九)
- 八月 ○八日天徳院夫人の葬儀を金澤小立野に行ふ。(四九〇)
- 九月 ○高野山西光院の跡に天徳院を立つ。(四九一)
- 是歲 ○持筒足輕榊原文藏を牛裂の刑に處す。(四九二)

元和九年 癸亥 皇紀二二八三

- 二月 ○廿四日前田利長夫人歿す。(四九三)
- 四月 ○廿七日能登鹿島郡小島村愛宕寺に邸地を與ふるの證書を下す。(四九四)
- 廿七日能登鹿島郡小島村常通寺に邸地を與ふるの證書を賜ふ。(四九五)
- 八月 ○天徳院夫人の侍女自刃す。(四九六)
- 閏八月 ○二十日能登鹿島郡所口の一方向僧が門徒支配に關する爭議を裁決す。(四九七)
- 十月 ○六日加賀石川郡佐那武社の神主少兵衛、同神主三郎を訴ふ。(四九八)
- 是歲 ○天徳院夫人の菩提を弔ふ爲小立野に天徳院を建て。(四九九)
- 前田利常幕府より越前侯松平忠直征討の内命に接す。(五〇〇)

寛永元年 甲子 皇紀二二八四

- 二月 ○十七日代官諸給人の年貢米徴收に關する心得を定む。(五〇一)

- 是歲 ○井上勘左衛門長政病死す。(五〇二)
- 是歲 ○進物奉行小林庄兵衛及び公事場用人大鹽傳左衛門死刑に處せらる。(五〇三)

寛永三年 丙寅 皇紀二二八六

- 正月 ○酒價一升銀三分五厘より三分の間に在り。(五〇四)
- 二月 ○廿四日前田利常の女龜姫、森忠廣に嫁す。(五〇五)
- 三月 ○六日前田利常龜姫の成婚を徳川家光に謝す。(五〇六)

- 十八日前田利常越中に放鷹を行ふを以て傳馬を出さしむ。(五〇七)
- 四月 ○十五日金澤附近の捕鳥に關し法度を定む。(五〇八)
- 是月より八月に至るまで大に旱す。(五〇九)
- 七月 ○前田利常上洛して本國寺に館す。(五一〇)
- 八月 ○十九日前田利常從三位權中納言となる。(五一〇)
- 九月 ○六日後水尾天皇二條城に幸し、前田利常之に供奉す。(五一二)

- 是歲 ○前田光高江戸に赴く。(五一三)
- 法華法印日翁、前田利常の臣となる。(五一四)

寛永四年 丁卯 皇紀二二八七

- 正月 ○二日金澤天秤座の手數料を定む。(五一五)
- 三月 ○廿四日見立檢地等に關する法を定む。(五一六)

- 三月 ○不破彦三光昌歿す。(五一七)
- 六月 ○十二日奥村伊豫守永福卒す。(五一八)
- 十八日前田利常の子某歿す。(五一九)
- 七月 ○三日天徳院夫人の法會を天徳院に修す。(五二〇)
- 八月 ○五日加賀石川郡の佐那武社極位に進めらるゝの宗源宣旨を得。(五二一)
- 十月 ○遊行上人加賀に巡錫し、金澤淨禪寺に止まる。(五二二)
- 十一月 ○七日徳川家光、前田利常の物を献じたるを謝す。(五二三)
- 十七日野村五郎兵衛重猶歿す。(五二四)
- 十二月 ○廿九日天秤座の收入を上納す。(五二五)

寛永二年 乙丑 皇紀二二八五

- 二月 ○二十四日玉泉院夫人三周忌を金澤淨禪寺に行ふ。(五二六)
- 四月 ○十九日富田越後守重政卒す。(五二七)
- 五月 ○廿七日金澤の侍町に於ける橋梁改築の法を定む。(五二八)
- 八月 ○朔日能登羽咋郡大福寺村高瓜山觀音堂の管理に關し、村吏より請書を徴す。(五二九)
- 十二月 ○朔日加賀能美郡小松町絹機の運上領收書を與ふ。(五三〇)
- 十三日加賀石川郡釧村の蠟燭役に受領書を與ふ。(五三一)

九月 ○十三日前田利常、徳川家光の茶會に招かる。(五五三)  
○十七日金澤の魚商に關する規程を定む。(五五二)  
○廿八日前田利常の土石來吉加藤臣となる。(五五四)  
十二月 ○廿三日今枝宗二重直卒す。(五五四)

寛永五年 戊辰

皇紀二二八八

正月 ○十二日前田利常茶入袋等を徳川家光に献す。(五五三)  
二月 ○二日前田利常家臣の大坂城修築に従事する者の心得を定む。(五五二)  
○十日貸米・貸金の利息等の規程を定む。(五五五)  
○十日能大夫竹田權兵衛を扶持す。(五五六)  
三月 ○十八日加賀石川郡佐那武社神主小三郎、同神主少兵衛を訴ふ。(五五六)  
六月 ○二十日前田利常領内の鷹場に捕鳥禁止の制札を立つべきを令す。(五五七)  
○廿三日前田修理知好京師に歿す。(五五七)  
八月 ○廿三日金澤町の貢擔・風俗等に關する規程を定む。(五五七)  
十月 ○十六日徳川家光、前田利常參觀の期を來春に延べしむ。(五五八)  
○廿二日前田利常白炭等を徳川家光に献す。(五五八)  
○廿八日前田利常加賀染の手綱を徳川家光に献す。(五五九)  
十一月 ○十九日前田利常染絹等を徳川家光に献す。(五五九)

十二月 ○廿五日前田利常石清水八幡宮に五拾石の地を寄進す。(五六三)  
○廿五日前田利常能登白山宮に命じ、殿にその神寶を管理せしむ。(五六三)

寛永六年 己巳

皇紀二二八九

正月 ○十六日能登に於ける石清水八幡宮領に關して書を法幢坊に與ふ。(五六四)  
○十七日家中の變應に關する制限を定む。(五六五)  
○廿四日前田利常石清水八幡宮に能登羽咋郡吉崎の地を寄進す。(五六五)  
二月 ○朔日金澤淨禪寺を改めて玉泉寺と稱し、爾後その天満宮に月次連歌を行ふ。(五六六)  
閏二月 ○十八日金澤神明社の社地を増加寄進し、次いで社殿を建立せしむ。(五六六)  
三月 ○廿七日前田利常、徳川秀忠・家光の臨邸を迎ふるが爲金澤の町人數名を出府せしむ。(五六七)  
四月 ○五日西尾牟人金澤神明宮社殿造營に關して書を送る。(五六八)  
○八日徳川秀忠、前田利常に茶を饗す。(五六九)  
○廿三日前田利常前名利光を改め世子犬千代加冠して松平筑前守光高と稱す。(五六九)  
○廿四日前田利常高徳川秀忠に謁して刀を献す。(五七〇)  
○廿六日徳川家光、前田利常の本郷邸に臨む。(五七〇)

六月 ○廿九日徳川秀忠前田利常の本郷邸に臨む。(五九八)  
○三日神谷信濃守守孝卒す。(六〇一)  
十月 ○廿二日徳川秀忠、前田利常等に茶を饗す。(六〇五)  
十二月 ○廿三日加賀石川郡銀村の蠟燭役領收書を與ふ。(六〇五)

寛永七年 庚午

皇紀二二九〇

二月 ○二日能登羽咋郡寶達金山に對する從來の規程を従業者に告ぐ。(六〇六)  
四月 ○朔日前田利常、國産の海苔を献じ徳川家光の内書を受く。(六〇七)  
○廿八日藥物に關する規程を定む。(六〇七)  
五月 ○二十日前田利長十七回忌法會を越中高岡瑞龍寺に行ふ。(六〇八)  
○廿四日山崎長門光式歿す。(六〇八)  
六月 ○十六日近江國今津村の甚右衛門に加賀藩の米廩を設くべき準備を命ず。(六〇九)  
○前田直之等金澤に於いて鬪諍す。(六一〇)  
七月 ○金澤城内に伴ひ得る供廻の人数を定む。(六一五)  
八月 ○四日前田利常の女龜龜姫歿す。(六一五)  
○廿二日三輪志摩長好歿す。(六一五)  
九月 ○十四日前田利常新鮭を献じ、徳川家光の内書を受く。(六一六)  
十月 ○六日能登鹿島郡石動山大宮坊勸進するを以て周旋

十二月 ○七日前田利常徳川秀忠に物を献す。(六一七)  
○廿一日諸士の衣服・家屋・饗宴等に關して規程を定む。(六一七)  
○廿三日老臣等更に諸士の衣服・家屋等に關する規程を數行す。(六一八)  
○廿五日元日出仕の衣裳に關して令す。(六一九)  
○廿九日諸士の衣服に關する制限を追加す。(六二〇)  
○前田利常・光高、前田貞里の邸に臨む。(六二〇)  
○九里覺右衛門歿す。(六二二)  
○初めて別宮奉行を置く。(六二二)

是歲

寛永八年 辛未

皇紀二二九一

正月 ○十八日更に衣服の制限に關して令す。(六二三)  
三月 ○三日金澤寶圓寺に前田利家三十三回忌法會を營む。(六二三)  
○六日前田利常の生母壽福院歿す。(六二五)  
○六日徳川家光壽福院の逝去を弔す。(六二六)  
○十三日農政に關する法規を定む。(六二九)  
○十三日越中神通川に架する舟橋の舟を、國中屋別の出銀を以て造らしむ。(六三〇)  
○烏丸中納言光房壽福院の逝去を弔す。(六三二)

四月 ○十四日金澤城焼失す。(六四二)  
 ○二十日徳川家光、前田利常を慰問す。(六四六)  
 ○廿七日徳川家光使を金澤に遣はして物を前田利常に賜ふ。(六四六)  
 ○金澤城災後の興造に着手す。(六四六)

五月 ○二日風俗に関する法規を公布す。(六四八)  
 ○廿九日徳川家光、前田光高の病状を問ふ。(六四九)  
 ○晦日前田利常、岡田伊勢守等に火災に関する慰問を謝す。(六四九)

六月 ○六日關老等前田利常の金澤城二三ノ丸を併せ起工せんとの願意許されたるを告ぐ。(六五〇)  
 ○廿九日關老等前田利常が殿閣造營の許可を得たるを謝したるに復書す。(六五〇)

七月 ○二十日徳川秀忠の病弱平癒を加賀石川郡白山社に祈らしむ。(六五二)

九月 ○十五日能登鹿島郡靈泉寺に土地を寄進す。(六五三)  
 十月 ○上旬重れて大阪に於ける戦功の士を賞す。(六五三)  
 十一月 ○廿五日前田利常・光高江戸に向ふ。幕府加賀藩の行動を疑ふの風聞ありし故なり。(六五三)  
 ○廿八日火災に處する法規を公布す。(六五四)  
 十二月 ○四日金澤の消防に當る諸士の組を定む。(六五四)  
 ○十六日明年以降刻煙草營業を禁する令を公布す。(六五五)  
 ○廿七日前田利次侍從に任じ松平氏を冒す。(六五五)

是歲 ○加賀石川郡鶴來村に一閑院を營み金澤寶圓寺の隱居とす。(六五六)  
 ○加賀の山地子の米納を改めて銀納とす。(六五七)  
 ○前田利常家中の子弟を拔擢し供廻となす。(六五八)  
 ○金澤犀川の河原を屋敷地とす。(六五七)

寛永九年 壬申 皇紀二二九二

正月 ○廿七日前田利常、徳川家光に召されて登城し、その面命を受く。(六五七)  
 二月 ○五日徳川家光、前田利常等に前將軍遺物の金銀を頒つ。(六五七)  
 三月 ○廿八日前田利常の子利豐、初て徳川家光に謁す。(六五七)  
 ○下旬前田利常の子小姓等江戸にて決闘せんとす。(六五七)

四月 ○十日前田利常、徳川家光より米を贈らる。(六五七)  
 ○上旬今枝民部の臣山本九郎右衛門江戸にて人を害し失踪す。(六五七)

七月 ○十二日青木新兵衛正支授す。(六五八)  
 八月 ○廿五日前田利常・光高用所の金子を借る。(六五八)  
 九月 ○朔日徳川家光、前田利常の病を問ふ。(六五八)  
 ○二日前田利常登城して徳川家光の病を問ひたるを謝す。(六五八)

十二月 ○五日能登羽咋郡大念寺村の内に若狭の漁民等新村を創立するを許す。(六六四)  
 ○十三日前田光高、徳川家光の養女大姫と婚を定む。(六六六)  
 ○十九日前田利常・光高登城して成婚を謝す。(六六六)  
 ○廿五日前田利政、光高の成婚を賀す。(六六六)  
 ○廿九日江戸辰口の上屋敷類焼す。(六六九)  
 ○金澤城内へ犀川の水を引く。(六六九)

是歲 寛永十年 癸酉 皇紀二二九三

正月 ○二日江戸辰口の上屋敷興造に着手す。(六六六)  
 ○十一日徳川家光、前田光高に銀子を贈る。(六六六)  
 ○廿七日前田利常、先に光高が東照宮勸請の許可を得たるを謝す。(六六六)

二月 ○十三日徳川家光、前田利常の邸地に連続する町屋敷を興ふ。(六六七)  
 ○廿三日前田利常海中より得たる刀劔を徳川家光に献す。(六六七)

四月 ○十二日來月朔日より新極印銀の通用を命ず。(六六九)  
 ○十七日新極印銀鑄造を算用場に令す。(六六九)  
 ○駄荷・駄賃及び馬方の法規を定む。(七〇〇)  
 ○能登羽咋郡大念寺新村に移住したる若狭漁民その宗旨を届出づ。(七〇一)

六月 ○六日新極印銀及び錢遺の法規を定む。(七〇三)  
 ○九里甚左衛門正貞歿す。(七〇四)

七月 ○十四日前田利政卒す。(七〇四)  
 八月 ○金澤の兩大橋上の荷物運搬に関する法規を定む。(七〇九)  
 十月 ○四日加賀能美江沼二郡に能登鹿島郡石動山の勸進僧を宿泊せしむべきを命ず。(七〇九)  
 十一月 ○十二日加賀河北郡に能登鹿島郡石動山の勸進僧を宿泊せしむべきを令す。(七一〇)  
 十二月 ○五日徳川家光の養女大姫前田光高に入與す。(七二二)  
 ○五日徳川家光等前田光高夫人附の用人に心得書を與ふ。(七二二)  
 ○七日前田光高夫人入與第三日の儀を行ふ。(七二四)  
 ○廿五日前田利常光高登城して成婚を謝す。(七二五)  
 是歲 ○越中礪波郡埴生八幡社の本殿を再興す。(七二六)

寛永十一年 甲戌 皇紀二二九四

二月 ○朔日加賀藩の老臣徳川家光に謁す。(七二七)  
 三月 ○九日徳川家光、前田光高に茶を饗す。(七二七)  
 春 ○金澤本願寺末寺を移築す。(七二八)  
 四月 ○三日徳川家光、前田光高に南蠻犬を贈る。(七三三)  
 ○下旬前田利常江戸より下り尋いで上洛す。(七三三)  
 五月 ○廿二日前田利家の女家姫歿す。(七三三)  
 ○廿三日前田光高江戸を發して上洛す。(七三三)  
 六月 ○廿五日前田孝成に負債整理の方法を示す。(七三三)  
 七月 ○十一日徳川家光入洛し前田光高之を大津に迎ふ。

(七五五) 〇十八日徳川家光参内し、前田光高之を四脚門に迎ふ。(七五五)

閏七月 〇前田利常領内の草高及び租額を上申す。(七五五)

八月 〇四日徳川家光、前田利常の所領を安堵せしむ。(七五七)

〇前田利常京師より金澤に歸る。(七五八)

〇金澤城玉泉院丸の庭園を經營す。(七五九)

九月 〇十九日加賀能美郡小松の皮多に邸地を與ふ。(七六一)

〇廿七日前田利常正月十五日以前發程參觀すべからざる命を受く。(七六一)

十一月 〇京都興臨院に修理料を贈る。(七六二)

十二月 〇八日能登鹿島郡和倉温泉に、湯稅領收書を與ふ。(七六二)

〇十三日加賀江沼郡山中温泉の湯稅額を定む。(七六三)

〇十五日前田利治從四位下飛騨守となる。(七六四)

〇廿六日津田遠江守重久卒す。(七六四)

**寛永十二年 乙亥 皇紀二二九五**

正月 〇七日町人百姓の領外に出づる者に關する法規を定む。(七六七)

〇十五日前田利常先に利治の叙爵せられたるを謝せしむ。(七六八)

〇廿九日前田利常江戸に參觀す。(七六八)

二月 〇九日侍屋敷及び町方の火災に關する法規を定む。(七六九)

四月 〇十日能登羽咋鹿島兩郡の十村肝煎を命ず。(七七〇)

五月 〇九日金澤町大に火く。(七七一)

〇廿六日越中瀧波郡隱尾村と湯尾村との山論を裁決す。(七七二)

〇晦日前田利常就封を命ぜらる。(七七三)

七月 〇四日能登鳳至郡輪島衆麩の請取書を與ふ。(七七三)

〇二十日越中瀧波郡隱尾村の山論に關し公事場より指令を與ふ。(七七四)

八月 〇廿六日伊豆及び江戸に遣す奉公人の法規を定む。(七七四)

〇金澤寶勝寺千岳如來寺支文と論争す。(七七五)

九月 〇二十日前田利常の女滿姫淺野光晟に嫁す。(七七六)

〇廿二日前田利常・光高登營して滿姫の婚儀終るを謝す。(七七九)

〇廿九日青地四郎左衛門元珍歿す。(七八〇)

十月 〇七日徳川家光武藏板橋に狩し前田光高之に従ふ。(七八〇)

〇十八日加賀河北郡に出銀納役米に關する手續を令す。(七八〇)

十一月 〇四日先に加賀藩初て町人に用金を課し是日命に應じたるものを賞す。(七八〇)

十二月 〇五日能登羽咋郡寶達金山の裁許役を命ず。(七八六)

〇六日走百姓土木貸借衣類等の法規を追加す。(七八七)

〇十八日加賀河北郡竹橋村の郡役を免除す。(七八八)

**寛永十三年 丙子 皇紀二二九六**

正月 〇八日江戸城惣郭の造營を前田利常・利孝等に課す。(七八八)

〇十一日金見七兵衛玉金賣却の利分を上納す。(七八三)

〇神戶清右衛門歿す。(七八五)

二月 〇七日前田利常、江戸城工事の進捗を松平忠昌に告ぐ。(七八六)

三月 〇廿四日横山知清、兄興知の後を繼ぐ爲江戸に召さる。(七八七)

〇廿八日徳川家光、前田利常に暇を賜ひて國に就かしむ。(七八七)

四月 〇六日富山藩金澤銀座に鑄銀灰糟の賣却價格を問ふ。(七八八)

五月 〇朔日横山知清、兄興知の家督相續を命ぜられたるを徳川家光に謝す。(七八九)

〇廿一日大音主馬厚用歿す。(七八九)

七月 〇七日前田利常、光高にその臣安見隱岐を能登に流すべきを告ぐ。(七八九)

〇廿八日錢貨通用に關する幕令を領内に傳達す。(七九〇)

八月 〇十八日越中射水郡光禪寺その寺領を安堵せんことを請ふ。(七九五)

〇廿三日能登羽咋郡矢駄村加茂社修理の爲神林の採伐を許す。(七八六)

九月 〇十三日加賀河北郡山上春日社の神主を補す。(七八七)

十一月 〇十三日作事奉行に關する法規を定む。(七八七)

十二月 〇七日加賀能美郡小松町に於いて直賣買する絹に對し納稅せしむべきを命ず。(七八九)

〇十三日加賀藩の糜米を市人平野屋牛助等に拂下げられたるを以て登城して恩を謝せしむ。(七八〇)

〇中村利部家正歿す。(七八〇)

是歲 〇領内百姓の年貢輕減を乞ふもの多きを以て代官の不正を買さしむ。(七八〇)

**寛永十四年 丁丑 皇紀二二九七**

二月 〇十五日藩侯に從ひて領外に出でたる者の賄料等支給の制を定む。(八二〇)

〇十九日 收納米・夫傳馬・出銀・見立檢地等の事に關して令す。(八二二)

〇廿六日江戸に勤務する小姓等の扶持方代銀給與方法を定む。(八二五)

三月 〇九日越中高岡神明・八幡・熊野・稻荷・大木宮に對する寄進地の印物を改む。(八二六)

〇十四日藩侯に隨ひて江戸及び京に至る荷物人馬の

賃銀を定む。(八二七)  
 ○十六日加賀石川郡宮腰に於ける能州鹽の賣却、薪の購入及び傳馬に關する法規を定む。(八二九)  
 ○十八日堂形藏米の取扱法規を定む。(八三〇)  
 ○二十日代官所收納米等の事に關し令す。(八三二)  
 ○廿四日加賀能美・江沼二郡の郡奉行にその心得を示す。(八三三)  
 ○廿五日金澤の町政に關する規定を令す。(八三五)  
 ○廿五日加賀能美郡小松町の製絹検査を行ふ者の給銀に就いて令す。(八三六)  
 閏三月  
 ○二日能登鳳至・珠洲二郡の收納方を令す。(八三九)  
 ○三日算用場に於いて取扱ふ諸件を令す。(八四〇)  
 ○四日越中富山在住の前田八左衛門に與力の侍及び鐵炮者を附するを令す。(八四一)  
 ○五日領内農民の他國に在るものを調査し歸住せしむ。(八四二)  
 ○六日諸町人の木料を拜領したるもの請書を上つる。(八四三)  
 ○九日金澤野町千手院に護摩用の木を伐採するを許さしむ。(八四五)  
 ○十日金澤の天稱屋彦四郎等朱染紙封銀を小判と交換し之を上つる。(八四七)  
 ○十四日金澤城内夜廻の當番を定む。(八四八)  
 ○廿一日領内百姓の他國に出づるものに歸國せしむ

べきを令し、越中に目安奉行を置く。(八五九)  
 ○廿六日士人居屋敷の一部分を貸すもの、過意、及び地子屋敷の地子銀額等を定む。(八六一)  
 ○召仕の女房給銀・賄料・薪炭等に關する法規を定む。(八六二)  
 四月  
 ○廿一日風俗に關する制限を令す。(八六四)  
 六月  
 ○四日七日市藩祖前田利孝江戸に卒す。(八六五)  
 ○上旬前田利常、肥前長崎に珍器を購はしむ。(八六六)  
 夏  
 ○福落の男女加賀石川郡白山社神主に邸に於いて變死す。(八六七)  
 九月  
 ○八日前田利豐七日市藩侯となる。(八六九)  
 十月  
 ○島原の亂起る。尋いで前田利常・光高、足輕を従軍せしむ。(八七三)  
 是歲  
 ○農民に數貸米の制を始め、一般に貸借の利子を定む。(八七五)  
 寛永十五年 戊寅 皇紀二二九八  
 正月  
 ○十三日前田光高痘瘡を病むを以て、越中礪波郡埴生八幡社に平癒を祈らしむ。(八七八)  
 ○十九日徳川家光、前田光高の痘瘡癒えたるを以て物を贈る。(八七九)  
 二月  
 ○四日前田光高夫人痘瘡を病むを以て、三家等柳營に登りてその状を問ふ。(八八〇)  
 ○十日前田利常、澤庵和尚の物を贈りたるを謝す。

(八五八)  
 ○十三日前田光高夫人の痘瘡癒えたるを以て、徳川家光物を贈る。(八五八)  
 ○小者の給銀を制限し、又農民の領外に赴くことなからしむ。(八五九)  
 四月  
 ○六日普請奉行の心得を定む。(八六〇)  
 五月  
 ○二日前田利常就封の暇を受く。(八六一)  
 ○十九日前田利常就封の爲江戸を發す。(八六四)  
 六月  
 ○十四日北國に砂を降らす。(八六四)  
 ○廿五日夫銀及び打銀に關する法規を定む。(八六五)  
 ○廿五日往還の道路橋梁及び用水の費用支出方法を定む。(八六六)  
 七月  
 ○十七日能登鳳至郡總持寺内の五院等、本寺住職等の事に關して協約す。(八六七)  
 八月  
 ○十日徳川家光、前田光高の病を問はしむ。(八六八)  
 ○十八日加賀石川郡宮腰の能登鹽の計算皆濟狀を與ふ。(八六九)  
 九月  
 ○朔日前田利常加賀江沼郡敷地天神の社領を安堵せしむ。(八七〇)  
 ○五日新極印銀を廢し専ら朱封銀を用ひしむ。(八七〇)  
 ○八日加賀河北郡山上村春日社の神主に居屋敷を與ふ。(八七二)  
 十月  
 ○朔日加賀河北郡俱利伽羅の長樂寺に制札を與ふ。(八七三)

○朔日切支丹信者を告訴する者に賞金を與ふるを令す。(八七五)  
 ○二日竹屋仁兵衛等切支丹宗門改の制札及び懸賞の判金に對する請取書を呈す。(八七四)  
 十一月  
 ○朔日加賀石川郡佐那武社社主權承社領を安堵し、併せて犀川堤防の修理を請ふ。(八七六)  
 ○廿四日加賀石川郡佐那武社社主將監、同社主權承を訴ふ。(八七七)  
 ○廿六日加賀石川郡佐那武社社主權承、同社主將監を訴ふ。(八七八)  
 ○廿六日横山長知、前田光高の詠歌を得てその能く世體に明かなるを感ず。(八八〇)  
 十二月  
 ○十一日前田利常加賀石川郡佐那武社の社領を安堵せしむ。(八八四)  
 ○十一日前田利常、加賀河北郡黒津舟社の社領を増し、社殿を造營せしむ。(八八五)  
 ○十七日加賀石川郡宮腰の中山主計扶持米の印物下附を請ふ。(八八七)  
 是歲  
 ○前田利常越中射水郡二上社に神田を寄進す。(八八九)  
 ○初めて米穀を大阪に輸出販賣す。(八八九)  
 寛永十六年 己卯 皇紀二二九九  
 正月  
 ○五日前田光高夫人齒黒視を行ふ。(八九〇)  
 ○前田利常金澤にて諸士の年禮を受け能及び羅を觀



- 二月 〇二十日風俗に關する取締を令す。(八九二)
- 〇領内各驛の傳馬を廢す。(八九三)
- 〇一季居小者の給銀を制限す。(八九三)
- 三月 〇七日越前敦賀より加賀石川郡宮腰に廻漕する船舶に關し通牒す。(八九五)
- 〇二十日前田利常、中山主計に判物を與ふ。(八九六)
- 〇廿二日加賀石川郡宮腰町奉行の職務に關する法規を定む。(八九六)
- 〇加賀河北郡黒津舟社の正遷宮を行ふ。(八九九)
- 〇二日能登鹽津村の刀禰に村民使役を許す。(八九九)
- 〇十三日錢貨と金銀との交換比例及び惡錢撰擇の制限を示す。(八九九)
- 〇十八日前田利常參觀して柳營に登る。(九〇一)
- 〇晦日朱染紙封銀鑄造の請拂計算書を天秤座に附與す。(九〇一)
- 五月 〇朔日風俗に關する取締を令す。(九〇三)
- 〇六日徳川家光、前田利常の病を問はしむ。(九〇四)
- 〇晦日加賀河北郡の旅屋に對し非行あるを禁す。(九〇四)
- 六月 〇六日金澤城附近の火災に際する部署を定む。(九〇五)
- 〇八日火災に於ける馬廻組の勤務を定む。(九〇七)
- 〇二十日前田利常致仕を許されて光高家を襲ぎ、利次利治亦封を分たる。(九〇七)

- 七月 〇四日能登風至郡輪島索麩の領收書を與ふ。(九一五)
- 〇前田利常登營して致仕の許可を謝す。(九一六)
- 〇十三日幕府前田利常等の知行割をその希望の如く定むるを許す。(九一六)
- 〇十四日前田利常登城して昨日の命を謝す。(九一六)
- 〇廿九日前田光高、再び切支丹宗門の禁を嚴にせしむ。(九一七)
- 〇加賀石川郡犀川の河床改修工事竣る。(九一八)
- 八月 〇七日前田光高、奥野主馬を利常に仕へしむ。(九一九)
- 〇十二日領内の放鷹禁止區を定め又鳥類の銃獵を禁す。(九一九)
- 〇前田利常加賀石川郡佐那武社を再建せしむ。(九二〇)
- 〇癸切虫の祓除盛に流行す。(九二二)
- 秋 〇十四日徳川家光、前田利常に茶を饗す。(九二三)
- 十一月 〇廿一日前田光高及び大聖寺侯前田利治に就封の暇を賜ふ。(九二三)
- 〇廿五日前田光高及び利治登營して就封の暇を賜りたるを謝す。(九二三)
- 閏十二月 〇七日徳川家光前田利常の病を問ふ。(九二四)
- 〇八日徳川家光再び前田利常の病を問ふ。(九二四)
- 〇二十日能登鹿島郡和倉温泉湯稅の領收書を與ふ。(九二五)
- 十二月 〇朔日前田光高封に就き徳川家光に謝す。(九二五)
- 〇十四日前田光高、奥村榮政の道服を拜領したるを

是歲 謝す。(九二六)

〇組頭の心得を示す。(九二七)

〇越中新川郡常泉寺に土地を寄進す。(九二九)

寛永十七年 庚辰 皇紀二二〇〇

- 正月 〇十一日徳川家光前田利常の病を問はしむ。(九二九)
- 〇廿八日徳川家光、前田光高の入部を祝し物を贈る。(九三〇)
- 二月 〇十一日徳川家光前田利常の病を問ふ。(九三二)
- 〇十六日前田光高、徳川家光の物を賜ひたるを謝す。(九三二)
- 〇二十日京都芳春院主前田光高の入部を祝す。(九三三)
- 〇廿五日前田利次成婚を徳川家光に謝す。(九三三)
- 〇朔日前田利次眞に徳川家光の使を光高に賜はりたるを謝す。(九三三)
- 〇三日前田光高、徳川家光の物を賜ひたるを謝せしむ。(九三三)
- 〇廿五日前田光高參觀せしを以て、徳川家光之を勞す。(九三三)
- 〇廿七日徳川家光、前田光高にその日光社參に隨從を命ず。(九三三)
- 〇廿八日前田光高・利次、就封後初めて參觀登營す。(九三三)
- 〇廿八日徳川家光、前田利常の邸に臨む。(九三六)

春

〇稻葉左近切腹を命ぜらる。(九三八)

〇前田光高、加賀能美郡淺井曠の古戰場を踏査す。(九四四)

〇十三日加賀石川郡佐那武社の繪旨を兩神主輪番保管とす。(九四六)

四月 〇七日前田光高日光社參の事に關し朽木種綱に報告す。(九四四)

〇二日前田利常子小姓躰を酒井忠勝邸にて徳川家光の觀覽に供す。(九四六)

〇九日宮城和甫、前田光高の枇杷を贈りたるを謝す。(九四九)

〇十三日徳川家光、前田利常に暇を賜ふ。(九四九)

〇廿八日前田利治、利常の歸路東海道より物を贈りたるを謝す。(九五〇)

五月 〇二日前田利常子小姓躰を酒井忠勝邸にて徳川家光の觀覽に供す。(九四六)

〇九日宮城和甫、前田光高の枇杷を贈りたるを謝す。(九四九)

〇十三日徳川家光、前田利常に暇を賜ふ。(九四九)

〇廿八日前田利治、利常の歸路東海道より物を贈りたるを謝す。(九五〇)

〇十六日能登風至郡輪島・河井兩村に索麩役領收書を與ふ。(九五二)

〇廿一日前田利常歸國したるを以て物を徳川家光に上つる。(九五二)

〇廿二日前田光高登營し昨日利常の使者等の謁を賜はりたるを謝す。(九五三)

〇前田利常江戸より歸り小松城に居る。(九五三)

七月

- 朔日徳川家光、前田利常の安を問ふの使者を命ず。(九五四)
- 十六日前田利常の士金森平三郎金澤にて夜廻の士と争ふ。(九五五)
- 十九日前田利常、徳川家光の物を賜りたるを謝す。(九六〇)
- 廿一日徳川家光醫を下して前田利常の病を診せしむ。(九六三)
- 廿二日前田光高の臣今枝民部書を利常の老臣に與へ侯の安を問ふ。(九六四)
- 廿二日小松城中修理の爲能登羽咋郡瀧に庭石を求めしむ。(九六四)
- 廿三日小松城修築に要する木石の輸送を濱海の權役に割當するを命ず。(九六五)
- 下旬龜田權兵衛金澤の居邸に於いて殺さる。(九六六)
- 十日若黨・小者・草履取等の給銀に関する法規を定む。(九六六)
- 廿一日百姓の給人知上納に関する法規を定む。(九六七)
- 八日大聖寺侯前田利治参観して徳川家光に謁す。(九七六)
- 十日前田利常、徳川家光に幕醫の診療を得たるを謝す。(九七八)

○十日大聖寺の地大に震ふ。(九七九)

○前田利次初めて越中富山に入部す。(九七九)

十一月 ○廿八日徳川家光、前田光高が東照宮を金澤に建てんとの請を許す。(九八一)

十二月 ○十八日江戸上野常照院に祿を給す。(九八三)

是歲 ○越中新川郡高原野を開墾す。(九八四)

○加賀藩一分金を鑄造す。(九八四)

就業

侯爵前田家囑託 日置 謙

十月

- 十日大聖寺侯前田利治参観して徳川家光に謁す。(九七六)
- 十日前田利常、徳川家光に幕醫の診療を得たるを謝す。(九七八)

昭和五年二月十五日印刷  
昭和五年二月二十日發行  
〔非賣品〕

東京府豊島区目黒町大字上目黒字  
御坊八百六十一番地  
著作 侯爵 前田家編輯部  
東京府東京市本郷區本富士町二番地  
發行 石 黒 文 吉  
石川縣金澤市三番丁三番地  
印刷 大 村 重 松  
石川縣金澤市高岡町九十番地ノ二  
印刷所 明治印刷株式会社

\*\*\*\*\*  
不許  
複製  
\*\*\*\*\*



春山



易學  
文庫

終